

事務所通信 リソース

2月号 VOL. 22

税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : cyuou@csk-i.com



いつもお世話になります。中国の故事『晋書』(しんじょ)の中にある「使我身後、不如即時一杯酒」とは、「自分の名が後世に残るよりは、今、一杯の酒を楽しんだ方がいい」という意味です。何が幸せかの問いに、昨年来日されたブータン国王夫妻の姿が思い出されます。目の前にある小さなことを大事にしたいものです。

【法人成り】した場合の税務上の注意点は？

個人事業主が事業を法人化することを、一般的に「法人成り」といいます。以前に、その「法人成り」について少しアドバイスをさせていただきましたが、法人化する場合の方から、法人成りを考えていますが、法人化の際の具体的な注意点について教えていただけないでしょうか？」というご相談を受けました。

法人成りをした年の所得税の確定申告では、個人事業の廃止「個人資産の法人への引継ぎ」法人からの給与の支給」など、様々な所得が発生し確定申告が大変複雑になります。

例えば棚卸資産を法人へ譲渡する場合、通常の販売価額の70%未満で譲渡すると低額譲渡に該当します。その場合には、譲渡した販売価額と通常の販売価額の70%に相当する金額との差額を総収入金額に算入しなければなりません。また、個人事業主のままであれば翌年の必要経費となる事業税を、特例的に見込み額で廃止年分の必要経費に算入できるなど特殊な取扱いも生じます。その他では、例えば棚卸資産以外の土地建物を法人に譲渡すれば「分離課税の譲渡所得」、車両や備品などの固定資産であれば「総合課税の譲渡所得」として税金の計算を行います。さらに法人化後は、法人から給与を受け取るため給与所得なども生じます。このように個人事業を法人化

する際には、通常の年とは異なる特殊な取り扱いが発生する点に注意点となります。



【今までのパズルにない新しい試みが話題に！】

都市の発展を体感できる立体地図パズル『4D CITY SCAPE TIME PUZZLE』が売られています。ニューヨークやロンドンなど世界の主要都市のうち人気はやはり東京。まず昭和33年の下層と現代の上層の平面図2層を組み立て、その上に代表的な91の建築物の立体模型を東京タワーからスカイツリーまで建設年表に従い年代順に立てて完成させます。古き良き昭和へのノスタルジーと大都市への移り変わりを手で感じ取れるアナログさが大人たちの心を捉えているようです。



【「それ」がものを言う】

いきなりですが質問です！

「1億円・良い評判・権力」この中でいちばん「ものを言う」のはどれでしょう。

ある大学で、学生たちに一人の教授の力量を評価してもらう実験が行われました。学生を2つのグループに分け、Aグループには教授の授業風景を2秒見ただけで評価してもらい、Bグループは1学期の間ずっと教授の授業を受け、それから評価してもらいました。果たしてその結果は、グループAとBで評価がほとんど変わらなかったそうです。状況や人物を瞬時に判断した場合も、半年以上の時間をかけて判断した場合も、そのもの自体への評価はほとんど変わらないとしたら、評価の正確さは時間に比例しないこととなります。

もう一つ、カリフォルニア工科大学での実験です。手の込んだ方法で同じワインを異なる値段で飲ませたところ、被験者は「高い方が美味しい」と判断したそうです。しかもその際、脳の価値判断にかかわる眼窩前頭皮質(がんかせんとうひしつ)という部分がより活性化する傾向にあったのだとか。これはワインに限った話ではないでしょう。高いから美味しい。高いから効果がある。高いから優越感に浸る。なんとも単純な発想ですが、良いラベルが貼ってあれば良く見えるし、ラベルがお粗末なら中身もお粗末に思われるという実によくある話です。また、一度下された評価は時間が経ってもほぼそのまま、しかもその評価は「中身」より「ラベル」の方がものを言うのです。



この指摘は商売においてかなり重要なことです。要するに、「できるだけ良い評価をもらえるようなラベルを自分自身に貼っておきましょう」ということで、裏を返せば、多くの人は悲しいかなその程度の評価力しか持ち合わせていないともいえます。だからこそブランディングは大事で、ブランド商売は強固なんでしょう。お金より権力より良い評判。商売の成功を願うなら、くれぐれも評判を落としてはなりませんね。



【年金所得者の申告不要制度と還付申告】

毎年、1月の下旬ごろになると、厚生年金や国民年金などの公的年金を受給している者には、日本年金機構から源泉徴収票が届けられる。年金所得者が確定申告をする際には、これを申告書に添付することになる。

ところで、平成23年分の所得税から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、なおかつそれ以外の所得金額が20万円以下である者は、確定申告が不要となった。そのため、たとえ、源泉徴収税額より実際に納付すべき税額が多かったとしても、公的年金等の申告不要の要件に該当するのであれば、確定申告をして不足税額を納める必要はなく、税金が還付されるのであれば、還付申告を行えばよい。

公的年金等でも、65歳未満の者は108万円、65歳以上の者が158万円を超える額を受給している場合には、原則、所得税が課せられる。公的年金等の支払者には源泉徴収義務があるため、その年、最初に公的年金等の支払いを受ける前日までに、公的年金等の支払者に“公的年金等の受給者の扶養親族等申告書”を提出することで、基礎的控除と扶養控除等の人的控除を適用して計算した税額が源泉徴収される。

だが、年の途中で扶養親族等の人数が増減したり、生命保険料控除等の適用を受けたりする場合、源泉徴収税額と実際に納める税額に差額が生じる。公的年金等には年末調整制度がないため、受給者自身が確定申告でその差額を精算する必要があるわけだが、申告不要の要件に該当するのであれば、たとえ納めるべき税額が不足したとしても、課税関係は源泉徴収のみで終了する。そのため、医療費控除などの適用を受け税金が還付される場合に、還付申告をすればよい。(この場合でも住民税の申告は必要となりますので、ご注意ください)

税金の還付を受けることができるかどうかは国税庁HP“e-Tax 確定申告書等作成コーナー”の利用が便利だ。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm>